

# 入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成29年8月21日

支出負担行為担当官  
沖 縄 刑 務 所 長 林 克 士



## 1 競争入札に付する事項

- (1) 契 約 名 沖縄刑務所 NC ルーターマシン修繕一式契約
- (2) 修理品目及び数量 NC ルーターマシン 1台  
詳細については、入札説明書添付の仕様書のとおり。
- (3) 修 繕 期 間 契約締結日から6週間以内まで
- (4) 納 入 場 所 沖縄刑務所 沖縄県南城市知念字具志堅330番地
- (5) 入 札 方 法

落札者の決定は、最低価格落札方式をもって行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額（消費税抜きの金額）を記載した入札書を提出すること。

## 2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成28・29・30年度資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の「物品の販売」において、C等級以上に格付けされ、「その他」又は当該入札に関するものと認められる資格を有し、かつ、九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。
- (3) 法務省における物品販売の契約に係る指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 入札説明書の交付を受けた者であること。

## 3 入札手続等

- (1) 契約条項を示す場所,入札説明書の交付場所及び問合せ先  
〒901-1514 沖縄県南城市知念字具志堅 3 3 0 番地  
沖縄刑務所企画部門 (作業)

電話 098-948-1096 (内線 406) 担当: 野口, 呉屋

- (2) 入札説明書の交付期間及び交付方法

ア 交付期間

平成 2 9 年 8 月 2 1 日 (月) から同 9 月 2 2 日 (金) までの土日, 祝日を除く平日の 9 時から 1 7 時までの間 (ただし, 1 2 時から 1 3 時を除く)

イ 交付方法

上記 (1) にて交付する。(郵送による交付は行わない。) 平成 2 8 ・ 2 9 ・ 3 0 年度資格審査結果通知書 (全省庁統一資格) の写しを持参すること。

- 4 入札, 開札の日時及び場所

日時 平成 2 9 年 9 月 2 5 日 (月) 午後 1 時 3 0 分

場所 沖縄県南城市知念字具志堅 3 3 0 番地

沖縄刑務所庁舎 2 階会議室

提出方法 持参すること。(郵送は認めない。)

- 5 その他

- (1) 契約手続に使用する言語及び通貨 日本語及び日本通貨  
(2) 入札保証金及び契約保証金 免除  
(3) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札。  
(4) 契約書作成の要否 要  
(5) 当該入札に参加を希望する場合は, 入札説明書に添付の「誓約書」, 「役員名簿 (法人のみ)」の提出を平成 2 9 年 9 月 2 2 日 (金) までに, 沖縄刑務所企画部門 (作業) に提出すること。当該誓約書等が未提出, 虚偽の申告の場合は当該入札に参加できないものとする。

なお, 郵送による提出の場合は, 簡易書留等の郵送したことが証明できるものにて, 上記の日時にまでに必着のこと。

- (6) その他 詳細は入札説明書による。

# 仕 様 書

## 1 修理名称

NC ルーターマシン修理一式

## 2 対象機種

シンクス株式会社製

NC ルーターマシン SCNB-25

## 3 修理等内容及び交換部品名等

NC ルーターマシンの次の部分について修理及び交換等を行い、機械本来の性能に復元し、同機械が正常に稼動するようにする。

- (1) NC 制御用コンピュータ交換
- (2) 機械側制御ポート（基盤）及び制御ケーブルならびに端子台ユニットの交換
- (3) 現有プログラムのデータ移動及び正常動作への回復
- (4) ルーター軸の Y 軸及び各可動方向への正常動作の回復
- (5) Y 軸の不具合に伴うエラー表示の除去

## 4 基本要件

- (1) 新たに取り付ける基盤等の電子部品の取り付けと新たな本体 PC との互換性の確保及び正常動作への回復に際しては、相当の知識が要求されるためシンクス株式会社より 1 名を派遣し、立ち合わせることにする。
- (2) NC ルーターマシン本体の取付け部品及び交換部品の中古品は不可とする。
- (3) 修理作業期間は、契約締結日から 6 週間以内とする。

## 5 保障期間

- (4) 交換部品の保証期間が修理完了から 3 ヶ月以上であること。

## 6 その他

- (1) 修理後、不具合又は修理箇所の故障に係る明らかな瑕疵が発生した場合保障期間経過後であっても速やかに対応出来る体制にあること。